



1. はじめに♪

11月になって、日が落ちるのもすっかり早くなりましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川^{きよむね}浄宗です。

2014年9月号のレッスンから、ある意匠が他の意匠と類似するか否かを判断する意匠の「類否判断」について、判例におけるその基準をレッスンしてきました。

意匠法24条2項では、意匠の類否判断の主体は「需要者」とされているところ、今回はその意匠に係る物品について一定の知識を持つ人を主体的な基準として判断すべきであるとした判例を挙げてお話ししました。

まずは皆さん、次ページに掲載しているX登録意匠とY商品を見比べてください。2つの意匠が類似すると思いましたが？ それとも類似しないと思いましたが？

おそらく、90%ぐらいの方は、「2つの意匠は絶対に類似する！」と思われたことでしょう。

確かに、2つの意匠の見た目は、類似というよりも同一といえるぐらいにそっくりですね。

しかし、それは「見た目」といった感覚に基づく主観的な判断ではないでしょうか？

前回お話ししたとおり、意匠法という法律の世界では、安定的な答えを導き出せるように、一定の基準に基づいた客観的な判断が求められます。

そこで、今回と次回の本稿では、前回お話しした主体的な基準も踏まえながら、意匠の類否判断における、客観的な判断要素についてレッスンしていきます。

2. 類否判断の要素

まず、皆さんにぜひ知っておいていただきたいのが、意匠の類否判断は、「物品」と「形態」という2つの要素に基づいて行われるということです。

それでは、物品と形態について、それぞれ簡単に説明しておきましょう。まず、意匠法における物品とは、ちょっと専門的な言い方になりますが、物理的に空間の一部を占める形を備えた存在である「有体物」の中でも、市場で流通する「動産」のことをいいます。

そして形態とは、形状、模様もしくは色彩またはこれらが結び付いたものをいいます(2条1項)。

【意匠の同一、類似、非類似のパターン】

	同一形態	類似形態	非類似形態
同一物品	同一意匠	類似意匠①	非類似意匠
類似物品	類似意匠②	類似意匠③	非類似意匠
非類似物品	非類似意匠	非類似意匠	非類似意匠

一般に、「形状」とは、外側から見た物品の形、「模様」とは、物品の表面に施された装飾、「色彩」とは、単一色による物品の着色のことをいいます。ちなみに、2色以上で着色されている場合は模様に該当します。

そうすると、物品と形態の要素に基づいて意匠の類否判断を行うならば、対比した2つの意匠の関係は、同一意匠、類似意匠、非類似意匠のいずれかに該当することとなり、前ページの表のようにまとめることができます。

同一意匠とは「同一物品・同一形態」のものをいいます。

類似意匠には「① 同一物品・類似形態」「② 類似物品・同一形態」「③ 類似物品・類似形態」があります。

そして、物品または形態のどちらかの要素が非類似である場合には、非類似意匠になることに注意してください。

ところが意匠法には、物品と形態の2つの要素に基づいて意匠の類否判断を行うことを明確に定めた規定がありません。それなのに、なぜこの2つの要素が意匠の類否判断の客体的な要素とされているのでしょうか？

今回は、なぜ意匠の類否判断において物品の類否判断を行わなければならないのか、そしてどのような基準に基づいて物品の類否判断を行うべきかについて判断した知的財産高等裁判所の平成17年10月31日の判決「カラビナ事件」を紹介します。

意匠の類否判断の客体的な判断要素の1つである物品のレッスンを受けた皆さんは、意匠法の「名演奏家」に一歩近づいたことになるでしょう。

3. この事件のあらすじ

原告であるX社は、意匠に係る物品を「カラビナ」とする意匠登録第1156116号（X登録意匠）に係る意匠権（本件意匠権）の意匠権者です。

カラビナとは、主にロッククライミングの際に使用する道具であって、岩の割れ目に打ち込んで手がかりなどにするハーケンと登山用のロープであるザイルを連結するための金属製のリングで、通常、一部分が開閉できるようになっています。

本件意匠権は、もともとは訴外Z社が取得したものだのですが、X社がZ社から譲り受けました。

X登録意匠の全体的な形態は、下の写真のとおりハート形であって、左側が開閉できるようになっています。

一方、Y社は、ホームページにそれぞれ6種類の同一形状で色彩のみが異なるハートカラビナキーチェーンおよびミニハートカラビナキーチェーン（Y商品）を掲載して、これらの輸入および販売などを行っています。

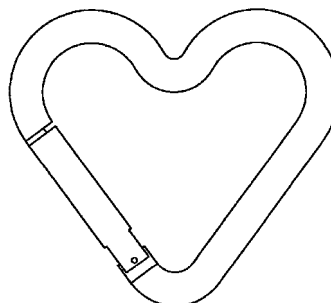
Y商品は、下の写真のとおり、アルミニウム、メタル製のハート形状のアクセサリです。

X社が、Y商品を販売するなどのY社の行為は本件意匠権の侵害に当たると主張し、Y社にY商品の販売などの差し止めおよびその廃棄、そして損害賠償を請求したのがこの事件です。

第一審判決は、Y商品はX登録意匠の権利範囲に属するとは認められないとしてX社の請求を棄却したため、X社がこれを不服として控訴した控訴審判決が今回紹介する判決になります。

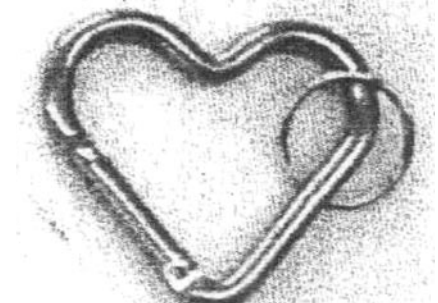
それでは、久しぶりに、「規範定立」→「あてはめ」→「結論」の「法的三段論法」の流れで判決を押さえていきましょう。

【X登録意匠】



物品：カラビナ

【Y商品】



物品：アクセサリ

4. この判決の内容

1. 規範定立

「意匠法2条は、『この法律で[意匠]とは、物品……の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。』と規定しており、意匠は『物品』の外観に関するものであるから、物品を離れての意匠はあり得ないところであって、『物品』とその『形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合』とは不可分一体の関係にあるものと解すべきである。

一方、同法23条本文は、『意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。』と規定するところ、『物品』については明示されていないが、『物品』とその『形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合』とが不可分一体であることは上記のとおりであり、また、同法3条1項3号の意匠についての『類似』の概念は、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生じさせるものと解され……、物品についての『類似』も、同法3条1項3号の意匠についての『類似』と同じ概念であるということが出来る」

この判決のポイント

「したがって、同法23条本文は、意匠権の効力が、『登録意匠及びこれに類似する意匠』についてその『登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品』に及ぶことを定めたものというべきで

あり、意匠権の効力が及ぶ『登録意匠に係る物品と類似の物品』とは、登録意匠又はこれに類似する意匠を物品に実施した場合に、当該物品の一般需要者において意匠権者が販売等をする物品と混同するおそれのある物品を指すものと解するのが相当である」

2. あてはめ

「本件において、X登録意匠に係る物品は、……岩登り用具ないし登山用具として使用される『カラビナ』であるのに対して、Y商品は、……アルミニウム、メタル製のハート型の形状をしたアクセサリーである。

そうすると、Y商品とX登録意匠に係る物品とは、物品の使用の目的、使用の状態等が大きく相違していることが明らかであり、たとえ、Y商品の形態とX登録意匠の構成態様とが似ているとしても、Y商品の一般需要者が具体的な取引の場でY商品とX登録意匠に係る『カラビナ』とを混同するおそれがあるとは認め難いから、Y商品は、物品の類否の観点からも、X登録意匠の権利範囲に属するとはいえず、本件意匠権の効力は及ばないものというべきである」

3. 結論

「以上のとおり、Y商品の販売等を行うYの行為がXの本件意匠権を侵害するものということとはできない……」

5. 実務への指針

前回お話ししたとおり、意匠権者は、特許庁で意匠登録を受けた登録意匠だけでなく、登録意匠に類似する意匠についても、独占的に実施する権利を持っています(23条)。

しかし、本判決は、X登録意匠に係る物品「カラビナ」とY商品に係る「アクセサリー」は非類似物品であるとして、たとえその形態がほぼ同一であっても、X登録意匠とY商品は非類似意匠の関係にあると判断しています。

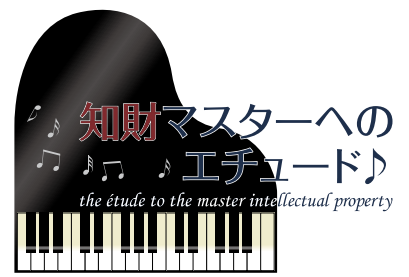
したがって、Y商品はX登録意匠の意匠権が及ぶ範囲には含まれないため、Y商品の販売などは本件意匠権の侵害にならないと判断したのです。

今回の判決には、まず意匠の類否判断において物品の類否判断を行う必要がある理由を明らかにしたという点に、実務上の意義があります。

意匠は物品と形態が一体となって形成されているものですから(2条1項)、そもそも物品と形態を切り離して意匠を捉えることはできません。

例えば、花柄模様の靴下について考えてみましょう。靴下から花柄模様だけを抜き出してきても、それは意匠とはいえません。あくまでも花柄模様の施された靴下こそが意匠なのです。

よって、本判決も述べるように、意匠の類否判断においても、対比する意匠に係る物品がどのような関係にあるかを検討しなければならないわけです。



それでは、物品の類否判断はいったいどのように行うのでしょうか？

実は、物品の類否判断も、一般的には「用途」と「機能」という2つの要素に基づいて行われます。ここで、用途とは物品の使用の方法のことであり、機能とは物品の働きのことをいいます。

そうすると、用途と機能に基づいて物品の類否判断を行うならば、対比した2つの意匠に係る物品の関係は同一物品、類似物品、非類似物品のいずれかに該当することとなり、以下の表のようにまとめることができます。

まず「同一物品」とは、用途と機能が両方とも共通する物品をいいます。靴下でいえば、ハイソックスとルーズソックス（もはや死語？）は同一物品といえるでしょう。

次に「類似物品」とは、用途は共通するものの、機能が相違する物品をいいます。例えば、靴下と靴下カバーの関係が挙げられるでしょう。

つまり、両方とも足に装着する衣類ですから用途は同じです。しかし、靴下は素足に直接履いて足の温めなどを行うのに対して、靴下カバーは靴下の上から履いて足の温めなどを行いますから、機能が異なるのです。

そして「非類似物品」とは、用途が相違する物品のことをいいます。通常は、用途が異なれば機能も異なることになります。例えば、靴下と帽子的関係が挙げられるでしょう。

つまり、靴下は足に装着する衣類であるのに対して、帽子は頭に装着する衣類ですから、用途が異なります。そして、靴下は足の温めなどを行うのに対して、帽子は頭の保護などを行いますから、機能も異なるのです。靴下を被ったり、帽子を履いたりする人はまぎれないでしょう。

そして今回の判決には、この物品の類否判断は「需要者」を主体的な基準として行うことを明らかにしたという点にも、実務上の意義があります。

つまり、前回お話したとおり、意匠の類否判断は、その意匠に係る物品について一定の知識を持つ人を主体的な基準として行うところ、その主体的な基準は、物品の類否判断においても同様であるということです。

本件でいえば、「カラビナ」は主にロッククライミングに用いる物品であるのに対して、「アクセサリ」は身体の装飾に用いる物品ですから、用途も機能も異なる物品と考えられます。

【物品の同一、類似、非類似のパターン】

	用途	機能
同一物品	共通	共通
類似物品	共通	相違
非類似物品	相違	相違

したがって、Y商品の需要者（アクセサリについて一定の知識を持つ人）であれば、たとえその形態がほとんど同じだったとしても、アクセサリの取引をする際にY商品とX登録意匠に係るカラビナを間違えて取引してしまう心配はないのです。よって、非類似物品ということになるわけですね。

6. おわりに♪

意匠はどうしても私たちの視覚に訴えてきますので、意匠の類否判断を行う際、形態が同一または類似であれば、直ちに意匠も同一または類似であると判断してしまいがちです。

今回のレッスンを通じて、形態だけではなく、物品の類否判断も行う必要があること、そしてその基準は需要者であることを知っておいてください。

今回の「意匠の物品の類否判断」のレッスンはここまでです。次回は「意匠の形態の類否判断」についてお話しします。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。特許・実用新案・意匠・商標の実務に携わりながら、専修大学の講師も務める。疲れたときにはイギリスの作曲家エルガーの行進曲「威風堂々」第1番を聴くのが良い。6分の曲で元気になること間違いなし。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp